

初任給調整手当支給細則

平成16年4月1日

細則第 22 号

改正 平成17年11月14日細則第13号
平成19年7月30日細則第21号
平成21年3月23日細則第10号
平成26年12月1日細則第14号
平成28年2月1日細則第3号
平成28年12月1日細則第17号
平成30年12月7日細則第9号
令和5年12月1日細則第11号
令和7年1月31日細則第3号
令和8年1月30日細則第2号
令和8年3月27日細則第12号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第25条及び25条の2の規定による初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲)

第2条 給与規程第25条第2項の「別に定める職員」は、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、第1種初任給調整手当は支給しない。

(支給額)

第3条 第1種初任給調整手当の月額は、採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第19号）第16条による育児短時間勤務職員にあつてはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号。以下「勤務時間規程」という。）第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院の

博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内に採用された職員を除く。)については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとする。

(支給額)

第3条 第1種初任給調整手当の月額は、採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第19号)第16条による育児短時間勤務職員にあってはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号。以下「勤務時間規程」という。)第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内に採用された職員を除く。)については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第10条の4に規定する第1種初任給調整手当又は他の国立大学法人から第1種初任給調整手当に相当する給与の支給を受けていた者が、本学に採用され、第1種初任給調整手当を支給される職員となった場合にあつては、当該給与の支給を受けていた期間を本学の第1種初任給調整手当が支給されていた期間とみなし、前項の規定による支給期間及び額とする。

3 第1種初任給調整手当を支給されている職員が休職(給与規程第31条第1項又は同条第2項ただし書きの規定による休職を除く。)の期間は支給期間に含まれないが、育児休業の期間は支給期間に含まれる。

(初任給調整手当支給調書)

第4条 学長は、初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書を作成し、次の事項を記入の上、保管するものとする。

- (1) 職員の氏名、職名、本給表及び職務の級
- (2) 学歴(学部、学科等を含む。)及び卒業又は修了等年月日、免許の種類及び取得年月日並びに採用の日
- (3) 支給期間及び支給額
- (4) 支給されなくなった事由
- (5) 休職によって支給されなくなった期間

(第2種初任給調整手当の特定額に関して定める職員及び額)

第5条 給与規程第25条の2第1項に定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額(同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 就業規則第26条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任

用短時間勤務職員に適用される本給月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

- (2) 給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月20日規程第14号）附則第2項の適用を受ける職員 当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号級に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第2種初任給調整手当の基準額）

第6条 給与規程第25条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して定める額は、職員の在勤する地域に応じ別に定めた額とする。

（第2種初任給調整手当の支給期間の終期）

第7条 給与規程第25条の2第1項で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第2種初任給調整手当の支給額）

第8条 給与規程第25条の2第2項の規定による第2種初給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間規程第2条に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除してえた額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に国立大学法人鳴門教育大学定年前再任用職員の任免・給与及び勤務時間・休日・休暇に関する規程（令和5年規程第18号）第20条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第2種初給調整手当の権衡職員の範囲等）

第9条 給与規程第25条の2第3項で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして、同条第1項の規定を適用するとしたならば、同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

（雑則）

第10条 この細則に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年12月7日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年1月31日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和8年1月30日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

期間の区分	金額	期間の区分	金額
1年未満	52,100円	18年以上19年未満	30,700円
1年以上2年未満	52,100円	19年以上20年未満	29,300円
2年以上3年未満	52,100円	20年以上21年未満	27,900円
3年以上4年未満	52,100円	21年以上22年未満	27,300円
4年以上5年未満	52,100円	22年以上23年未満	26,700円
5年以上6年未満	52,100円	23年以上24年未満	25,700円
6年以上7年未満	50,300円	24年以上25年未満	25,100円
7年以上8年未満	48,500円	25年以上26年未満	24,500円
8年以上9年未満	46,700円	26年以上27年未満	23,900円
9年以上10年未満	44,900円	27年以上28年未満	23,300円
10年以上11年未満	43,100円	28年以上29年未満	22,500円
11年以上12年未満	41,300円	29年以上30年未満	22,200円
12年以上13年未満	39,500円	30年以上31年未満	21,800円
13年以上14年未満	37,700円	31年以上32年未満	21,200円
14年以上15年未満	36,300円	32年以上33年未満	20,300円
15年以上16年未満	34,900円	33年以上34年未満	19,400円
16年以上17年未満	33,500円	34年以上35年未満	18,700円
17年以上18年未満	32,100円		